

## 帝京山梨看護専門学校運営費補助金交付要綱

### （交付の目的）

第1条 知事は、看護師確保対策を推進するため、学校法人帝京大学の設置する帝京山梨看護専門学校の運営に必要な経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### （補助金の交付）

第2条 この補助金は、学校法人帝京大学の申請に基づき帝京山梨看護専門学校に係る運営費に対して、同大学に交付する。

### （交付額の算定方法）

第3条 この補助金の交付額は、帝京山梨看護専門学校の運営に必要な次に掲げる経費の実支出額と帝京山梨看護専門学校の運営に係る総事業費から授業料収入及び寄付金その他帝京山梨看護専門学校の運営のための財源に充てることができる全ての収入を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- （1）人件費（給料、諸手当、法定福利費等）
- （2）学校運営費（事務費、光熱水費、校舎管理費等）
- （3）教育費（講師謝金、教育用消耗器材費、什器備品費等）
- （4）その他知事が認めた帝京山梨看護専門学校の運営に必要な経費

### （交付の限度額）

第4条 この補助金の限度額は36,000千円から、他の医療団体が帝京山梨看護専門学校の運営費に補助した額を控除した額とする。

### （補助金の交付申請）

第5条 この補助金の申請は、補助金交付申請書（第1号様式）により、知事に提出しなければならない。

### （補助事業の内容変更等）

第6条 この補助事業に要する経費の配分若しくは補助事業の内容を変更しようとする場合は、変更承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。ただし、事業目的の達成に支障を来さない内容の細部の変更であって、補助事業の各項目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の変更で補助金の増額を伴わないものはこの限りでない。

2 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、承認を受けなければならない。

### （補助金の交付）

第7条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払をすることができる。

概算払の交付を受けようとするときは、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 この補助金の実績報告は、事業完了後1か月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(証拠書類等の整備及び保管)

第9条 この補助金の交付を受けた者は、当該経費の収支に関する事項を明らかにした書類及び帳簿を整理し、事業年度終了後5年間保存しなければならない。

(財産処分の制限)

第10条 帝京山梨看護専門学校は、補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具等(以下「取得財産等」という。)で減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一から別表第三(以下、「省令別表」という。)に定められているものについては、省令別表で定められた期間を経過するまでは、知事の承認を受けずに、取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはいけない。

- 2 帝京山梨看護専門学校は、前項の承認を受けようとする場合は財産処分承認申請書(第5号様式)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
- 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供したときから財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

参考資料別表

項目	内容	対象経費
教育強化に係る経費	教員の採用及び部外講師の活用等教育強化に係る経費	<p>人件費            教員給与費(当該教員に係る法定福利費を含む)、部外講師謝金</p> <p>学校経費            項目内容の実施のために支出された旅費交通費、通信運搬費、需用費(食糧費は除く)、備品費、研究研修費、図書費等</p>
教育環境整備に係る経費	効果的な教育を行うための教育環境の整備に係る経費	<p>生徒費            教材費、事業用教材費、臨床実習費及び上記費用を内容とする委託料、その他生徒の教育環境の整備に要した費用</p> <p>学校経費            項目内容の実施のために支出された旅費交通費、通信運搬費、需用費(食糧費は除く)、備品費、研究研修費、図書費、環境衛生費、広報費等</p>
学生就業促進に係る経費	県内の医療機関における看護師確保を推進するために、学生に対する進路指導を行うなどの就業促進に係る経費	<p>人件費            教員給与費・職員給与費(当該教職員に係る法定福利費を含む)</p> <p>生徒費            生徒に係る福利厚生費、その他生徒の就業促進に要した経費</p> <p>学校経費            項目内容の実施のために支出された旅費交通費、通信運搬費、需用費(食糧費は除く)、備品費、図書費、広報費等</p>